

第 58 回 役 員 会 議 事 要 録

日 時 平成 18 年 10 月 11 日 (水) 14:00 ~
場 所 会議室 (事務局棟 5 階)
出 席 者 相良学長、川口総務担当理事、松永教育担当理事、井上研究担当理事、河本財務担当理事、倉本医療担当理事、中島地域 (社会) 連携担当理事
オブザーバー 益田監事、寺田監事

陪 席 者 学長事務総括本部付部長、企画部長、財務部長、研究協力部長、学務部長、医学部・病院事務部長、総務企画課長、財務課長、研究協力課長、学務課長、総務管理課長

配付資料

資料 1 高年齢者雇用安定法に基づく高年齢者雇用確保措置にかかる継続雇用について
資料 2 高知大学国際交流基金施行細則改正案 (新旧対照表)
資料 3 コンビニエンスストア、コーヒーショップ出店スペース (イメージ図) ほか
資料 4 平成 17 年度に係る業務の実績に関する評価の結果について (通知)
資料 5 資金 (短期) 運用結果報告
資料 6 規則の制定等に関する報告
資料 7 第 5 回国立大学法人等監事協議会中国・四国支部会議報告

議事に先立ち、第 57 回役員会議事要録の確認が行われ、承認された。

なお、審議事項 2「高知大学国際交流基金規則施行細則の改正」については、関係委員会での検討を経て、次回役員会で審議することとされた。

議事

〔審議事項〕

1. 再雇用に係る諸規則等の改正等について

川口理事から、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正に伴う、65 歳までの雇用確保措置の義務化に係る継続雇用制度の導入について説明が行われた。

続いて、人事課長から、資料 1 に基づき、継続雇用制度の基本的な考え方、対象職員、再雇用の期間、基準及び形態、並びに規則改正の内容等について説明が行われ、審議の結果、承認された。

また、川口理事から、人事委員会において、高年齢者雇用の対応に関連して、本学教員に 65 歳と 63 歳の二つの定年年齢が存在することについて、事務職員の定年年齢 (60 歳) も含めて、その在り方を審議すべきではないかとの意見が出されたことから、新たな審議の場の設置について役員会に具申することとされた旨の説明が行われた。このことに関し、役員から、本学の定年制度については、人事委員会において審議の上、複数案でも可であるので、何らかの成案を得て役員会に提案してはどうかとの発言があった。

2. コンビニエンスストア及びコーヒーショップの設置について

倉本理事から、資料 3 に基づき、患者サービスの向上及び学生・教職員への福利厚生の実を目的とした附属病院でのコンビニエンスストア及びコーヒーショップの設置 (出店) について説明が行われた。

役員から、経営の形態、店舗（建物）の設置、収益の見込等について質疑応答が行われ、経営協議会の議に付することとされた。

〔報告事項〕

1．平成 17 年度に係る業務の実績に関する評価の結果について

企画部長から、資料 4 に基づき、国立大学法人評価委員会による、平成 17 年度に係る業務の実績に関する評価結果について、全体評価の概要とともに、項目別評価（業務運営・財務内容等の状況）においては、中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいるとの評定であった旨の報告が行われた。

2．資金運用状況について

河本理事から、資料 5 に基づき、資金（短期）運用結果と合わせ、本年度運用益の見込額について報告が行われた。

3．規則の制定に関する報告について

川口理事から、資料 6 に基づき、国立大学法人高知大学における規則等の取扱基準に関する規則第 5 条第 2 項及び第 3 項に基づく、規則の制定等について報告が行われた。

4．第 5 回国立大学法人等監事協議会中国・四国支部会議報告について

益田監事から、資料 7 に基づき、9 月 29 日に開催された、第 5 回国立大学法人等監事協議会中国・四国支部会議における報告事項及び協議事項の議事概要について報告が行われた。

以 上